

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「703,000円」を「704,000円」に、「633,000円」を「634,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（熊本市交通事業の管理者の給料の特例に関する条例の廃止）

- 2 熊本市交通事業の管理者の給料の特例に関する条例（平成22年条例第97号）は、廃止する。

（提出理由）

市長等の給料の改定が実施されることに伴い、企業管理者の給料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。